

## 利用までの流れ



- ①社会福祉協議会へ申請書を提出 ②申請内容を審査（訪問調査等）
- ③決定等の結果を郵便でお知らせ ④利用者負担金支払い（後述）
- ⑤利用開始は負担金の支払い確認後となります。確認後、除雪実施者（町内会やNPO法人等の本会が委託した団体）からご連絡いたします。

## 利用者負担額

世帯区分に応じた負担金をお支払いいただきます。（一冬あたり）

|           |         |
|-----------|---------|
| ①生活保護世帯   | 無料      |
| ②市民税非課税世帯 | 5,000円  |
| ③市民税課税世帯  | 10,000円 |

※決定通知送付の際に、負担金の納付書を同封します。納付書記載の期限内にお支払いください。

※令和5年2月1日以降に利用開始の場合、負担金は半額とします。

※利用がないまま中止した場合、全額返還します。（要申請）

※令和5年1月31日までに利用中止の場合、半額返還します。（要申請）

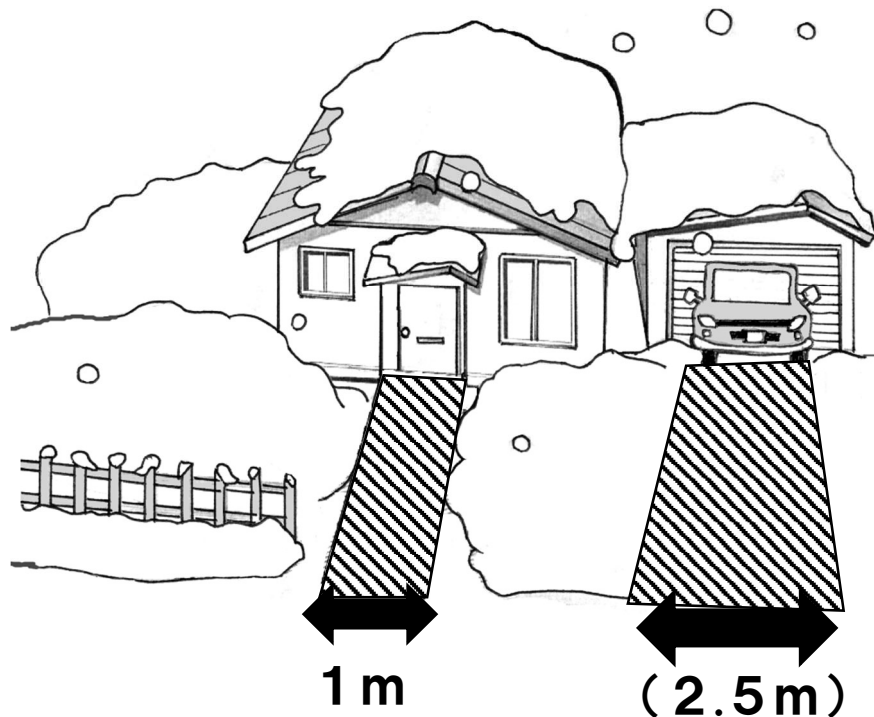
### 【お問い合わせ先・申請先】

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会 事業推進課

TEL：32-0007 FAX：29-5833

住所：〒061-1446 恵庭市末広町124番地

## 令和4年度 恵庭市社会福祉協議会高齢者等 除雪サービス事業のご案内



（車庫前除雪には具体的要件があります。詳細は次ページをご覧ください。）

この事業は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的とした事業です。

**社会福祉法人  
恵庭市社会福祉協議会**

## 除雪の内容



### ● 除雪の実施期間

令和4年11月から令和5年3月まで

### ● 申請書の受付期間

令和4年9月1日から令和4年9月30日まで

※ 申請書の提出は随時受け付けていますが、11月1日からサービスを受けるためには、上記の期間内に申請書を提出する必要があります。

### ● 除雪の範囲

玄関から公道まで概ね1m幅通路の確保を行います。

※自家用車を車庫に保管して、本人が使用している場合に限り、車庫前から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。

(物置として利用しているので車庫前除雪を希望したい等の、単に生活の利便性を向上させるための車庫前除雪は行いません。)

※市営住宅を含むアパート・マンション等の集合住宅の場合、他の居住者も使用する共用部分(階段等)の除雪は行いません。

### ● 除雪を実施するとき

原則、恵庭市による道路除雪が行われた場合(目安として10cm程度の積雪)で、当日の午前中に行います。

※作業時間の指定はできません。また、大量の降雪時や吹雪の際は作業する方の危険を伴うため行いません。

## 利用対象者

①～③全ての要件を満たした場合に対象者となります。



### ① 市内の自宅に居住していること

※自宅以外(入院中や介護保険施設等)への居住は、原則対象となりません。

### ② 世帯員全員が「65歳以上」であり、

「身体上の理由により自力除雪ができない」こと

※自力除雪の可否は、本人の疾病(通院・投薬)や既往歴、現在の身体状況を把握し判断します。65歳未満の方は、障がい者手帳や介護認定の内容を、自力除雪可否の判断基準とします。

※85歳以上の方は、自力除雪が困難と判断します。

※世帯に就労者がいる場合は、原則対象となりません。

※除雪機・融雪槽・ロードヒーティングが使用できる場合は、原則対象となりません。

### ③他に除雪を依頼できないこと

※支援を依頼できる肉親(子・きょうだい等)や友人が、同一町内にいる・500m以内に居住している場合は、原則対象となりません。

※利用者負担金については、裏面をご覧ください。